

令和2年5月20日

保護者様

吉岡町教育委員会
教育長 山口 和良

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業後の「授業再開」について

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、子どもたちの健康・安全を第一とする群馬県教育委員会の学校休業方針に基づき、小中学校の臨時休業措置を5月31日までとしておりますが、保護者の皆様におかれましては、長期にわたってお子さんの体とこころの健康管理に様々な配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、先般、群馬県が政府による緊急事態宣言地域から除外され、16日（土）には、県知事が群馬県独自の〈行動基準〉を警戒度4から3に引き下げました。これにより群馬県教育委員会から各市町村教育委員会に対して、県立学校の6月1日（月）からの「分散登校による学校再開」に合わせ、市町村立の学校も同様な対応をとるよう要請がありました。

つきましては、吉岡町立学校の授業再開予定を下記の通りといたしますので、お子さんにご説明いただくとともに、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 授業の再開予定

期日	授業	部活動	給食
5月31日(日) まで	臨時休業（各学校の個別対応、相談対応を継続）		
6月1日（月）～12日（金）	学級を2つに分け、午前 の部3時間・午後の部3時 間の2部制で実施。	なし	簡易給食を実施します。 （個包装のパン・副食・飲み物などの盛り付け を必要としないもの。）
6月15日（月）～	通常授業	「3密」を 避けて実施	盛り付けによる感染リスクを最小限に抑えるた めに丼物中心のメニューとします。 （日替り丼、牛乳などの飲み物、デザート）

2 その他

- (1) 小学校では、安全を考慮し「登校班」をもとに学級を2つに分けます。小中学校とも、登校の態様や時程、感染予防策などの詳細は、学校から改めて通知いたします。
- (2) 12日までの簡易給食は、ご家庭の負担軽減及び、学校に登校してくる子どもたちに町が昼食の保障をするという理由から提供いたします。ただし、給食費については、栄養価が給食の基準を満たさないため、簡易給食分は徴収しない予定です。なお、簡易給食が不要なご家庭は、事前に学校にご相談ください。
- (3) 夏季休業、冬季休業の短縮により授業日数を補います。決定次第お知らせします。

問い合わせ 町教育委員会 学校教育室 0279-26-2286